

事 務 連 絡
平成 27 年 7 月 1 日

都道府県
各 指定都市 生活保護担当課 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局保護課

生活保護分野における番号制度の導入について（依頼）

本年 10 月以降、マイナンバーの付番・通知が始まり、来年 1 月からマイナンバーの利用が開始されます。

番号制度導入に向けた準備については、本年 2 月 23 日開催の全国厚生労働関係部局長会議及び 3 月 10 日開催の全国生活保護担当係長会議のほか、4 月から 6 月にかけて開催中の全国説明会で着実に準備を進めていただくよう依頼させていただいているところですが、今般、番号制度導入に向けた準備を行うに当たり必要となる作業を別紙にまとめました。

各地方公共団体におかれましては、これを参考に着実な準備を更に進めていただきますようお願いいたします。

なお、各都道府県におかれましては、この旨を管内市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含み、後期高齢者医療広域連合を除く。以下同じ。）に周知していただくとともに、管内市町村における番号制度導入に向けた準備が円滑に実施されるよう、準備状況の把握、助言等の支援をお願いいたします。

社会保障分野における番号制度の導入準備に必要な作業

第1 番号制度の概要

1. 目的

社会保障・税番号制度は、住民票を有する全ての人に重複することのない一意の番号を漏れなく付番するとともに、個人情報の保護に配慮しつつ幅広い行政分野において情報連携を行う仕組みを築くことにより、国民にとっての利便性、行政事務の効率性・正確性、負担と給付の公平性の確保を目的とするものである。

2. 個人番号の利用（平成28年1月）

平成28年1月には、個人番号利用及び「個人番号カード」の交付が開始される。地方公共団体においては、平成28年1月までに番号制度関連手続に係る帳票や手続様式に個人番号の記入欄を設けるとともに、業務上も個人番号の利用に対応できるよう準備を行う必要がある。また、個人番号カードの交付に関する対応の他、通知カード及び個人番号カードによる本人確認措置への対応についても準備する必要がある。

3. 情報連携（平成29年7月目途）

平成29年7月には、情報提供ネットワークシステムを利用した、他の情報保有機関との情報連携が開始される。情報連携開始後は、これまで必要とされていた一部の添付書類が不要となり、システムを介して必要情報を取得することとなる。また、他の情報保有機関からの照会に応じて、各団体が保有する情報の提供も行う必要があるため、中間サーバーへのデータ登録等（場合によっては、手動で情報提供を行うことも想定される）が行われることとなる。

これに伴い、地方公共団体においては、個人番号を利用した情報連携を踏まえた業務対応が必要となる。

第2 導入準備に必要な作業

1. 制度の理解と住民説明

平成28年1月から個人番号の利用が開始され、この際に住民から番号制度についての問合せが想定されることから、窓口担当者を含め番号関係業務に関わる職員は、制度の趣旨、目的を住民に説明できるよう、番号制度への理解を深めるとともに、住民への周知を徹底すること。

なお、理解、周知にあたっては、内閣官房のマイナンバーホームページの資料などを活用すること。

(内閣官房マイナンバーホームページ)

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

2. 取扱いガイドラインの遵守

個人番号の取扱いに関しては、法律で規定された目的以外の利用の禁止、保管・廃棄の制限など厳格なルールが決められていることから、「特定個人情報適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）」（特定個人情報保護委員会）を参照の上、各地方公共団体で行う個人番号を取り扱う事務がガイドラインに遵守しているか確認すること。特に、個人番号が記入されている申請・届出を受け付ける場合の本人確認の措置については、住民との接点となる部分であるため十分留意すること。

なお、個人番号を取り扱う事務を事業者へ委託する場合、地方公共団体は、委託先に対する監督責任があること、また、当該委託先が再委託をする場合の諾否の他、再委託を許諾した場合においては、再委託先に対する監督責任も発生することに留意すること。

(ガイドライン掲載先：特定個人情報保護委員会ホームページ)

<http://www.ppc.go.jp/>

3. 関係事務の洗い出しと業務フローの見直し

個人番号を利用することになる事務、当該事務の所管課及び関係課（例えば社会保障分野各事務の所管課と税務担当課など）を網羅的に洗い出し、現行事務の業務フローを確認すること。

また、現行事務の業務フローを以下の観点から見直した上で、番号制度利用開始後の業務フロー（見直し後業務フロー）を作成すること。

- 個人番号を利用・確認する時点の追加
- 情報連携で入手することになる情報は、文書照会・添付書類での確認からシステム間情報連携へフローを変更

- 番号制度導入に伴い業務処理の標準化、効率化の余地がないか など

なお、2. のとおり個人番号の取扱いには厳格なルールが規定されているので、見直し後業務フローが取扱いガイドラインに遵守しているか、確認すること。

※業務フローの粒度は問わない（マニュアル程度でもよい）。

(必要な以下の資料はデジタル PMO に掲載済)

- 社会保障各分野における番号利用・情報連携の概要（各分野の代表的な手続における番号利用等の概要を図示してわかりやすくしたもの）

- 番号法別表第1及び第2に規定される主務省令事項の整理について（個人番号を利用する具体的な事務・手続や情報連携を行う具体的な事務・手続を網羅的に表したもの）
- 特定個人情報データ標準レイアウト（特定個人情報毎に情報提供者、データ定義及び当該特定個人情報を使用する事務手続の対応を整理したもの）
- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令
- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令
- 番号制度施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（案）（個人番号の取得・確認を行うため、申請様式等に個人番号を追加する等の改正を行う厚生労働省関係の省令をまとめたもの）
※ 省令（案）は、下記ページ参照
<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495140580&Mode=0>
- 業務フローサンプルファイル（代表的な事務の個人番号利用後の業務フローの一例）

4. 業務システムの改修等

3. で作成した業務フローを活用し、番号制度導入に必要な業務システムの改修を行う。なお、改修にあたっては以下の点に注意すること。

(1) システム改修見積の精査

業務システム改修に係る費用の積算にあたり、システム業者から見積書を徴取することになるが、以下の観点から精査を行うこと。

- 見積書の内訳を提出させ不要な作業が含まれてないか。また、作業工数、単価等は妥当か。
- 見積根拠資料としてデジタル PMO に掲載された情報を確認しているか。
- その他、システムに精通している庁内情報システム部門の担当者も交えての確認、複数者から見積書を取得して比較 など

(2) 予算の確保

システム改修は各地方公共団体の予算措置（議会承認）及び厚生労働省への補助金申請が必要となるが、それぞれスケジュールが定められているので、計画的な作業を行うこと。

5. その他

(1) デジタル PMO の利用及び番号制度に関する問合せ

1. ～ 4. で説明した事項を実施するに当たっては、デジタル PMO（番号制度に関する情報共有を目的としたコミュニケーションツール）にログインして情報を入手する必要がある。

デジタル PMO の利用に必要なアカウント（ID、パスワード）は、各地方公共団体の番号制度主管課に確認すること。また、アカウントがない場合は発行依頼し、生活保護分野の担当者も必ず取得すること。

デジタル PMO のアカウントは、システム業者に対しても発行可能となっているので、アカウントを所有していない場合は発行を依頼すること。

また、番号制度に関する問合せは、政府内で一元管理する観点から、デジタル PMO のテクニカルサポートを利用して、問い合わせること。

テクニカルサポートで受け付けた質問への回答については、個別内容を除き、デジタル PMO 内の FAQ で共有することとしている。また、システムベンダーから番号制度に関する問い合わせがあった場合は、地方公共団体職員を経由して問い合わせること。（※システムベンダーからデジタル PMO へ問い合わせる機能がないため。）

なお、厚生労働省補助金に関する問合せのみ、当省情報政策担当参事官室あてへ問い合わせること。

【番号制度に関する問合せ先】

厚生労働省補助金に関すること：bangoujyunbi@mhlw.go.jp

上記以外：内閣官房テクニカルサポート

<https://cas.digital-pmo.go.jp/digitalpmo/users/> → FAQ

(2) 法人番号

法人番号は、株式会社などの法人等に指定される 13 桁の番号で、個人番号（マイナンバー）と異なり、原則として公表され、どなたでも自由に利用できる番号であり、広く普及することで行政の効率化、公平性・公正性の向上、企業の事務負担軽減等に寄与するものである。

そのため、各地方公共団体に当たっては、インターネット等で公開する法人情報に法人番号を付与するようご協力願いたい（資料参照）。

第3 生活保護分野における番号利用・情報連携の留意点

以下に生活保護分野における番号利用・情報連携時の留意点について説明する。

1 主な手続におけるマイナンバー導入事例

手続名	マイナンバーの利用 (番号法別表第1)	情報提供ネットワークシステムを利用した他の行政機関等との情報連携（番号法別表第2）
生活保護の申請の受理、審査、保護の決定	生活保護の申請書にマイナンバーの記載欄を追加し、申請を受ける際に、対象者のマイナンバーを取得し、管理	保護の決定を行う際の必要な調査として、情報連携ネットワークシステムを利用して、地方税関係情報（転入前市町村から）、年金給付関係情報（日本年金機構から）、雇用保険給付関係情報（ハローワークから）等を取得

全ての手続については、デジタル PMO にある「主務省令事項の整理」を確認。

2 留意事項

- マイナンバーは、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 24 条第 1 項第 5 号及び生活保護法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 21 号）第 1 条第 3 項第 2 号に規定される事項として位置づけられるものであるため、申請書を受理する際には、所定の欄にマイナンバーを記載するよう申請者に求めること。
- マイナンバーにより必要な調査を全て行うことができるわけではないこと等から、マイナンバーの提供は保護の要件とはしていないこと。
- 住民登録のない者についてはマイナンバーが付番されないため、福祉事務所は住民票作成手続に必要な支援を行うこと。
- 生活保護法第 24 条第 10 項の規定による、町村長を経由した保護の開始又は変更の申請において、町村長は単なる経由機関に過ぎず、情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携を行うことはできないこと。
- マイナンバーの利用範囲については、番号法別表第 1 において、都道府県知事等が行う、生活保護法による保護の決定及び実施等に関する事務であって主務省令で定めるものとされていることから、行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人保護に関する事務は、番号法第 9 条第 2 項に基づく独自利用のための条例が存在する場合を除き、マイナンバーの利用対象外であること。

3 番号制度導入に伴って変更される様式名称

様式の変更は、以下のものを予定している。

生活保護法施行細則準則について（平成 12 年 3 月 31 日社援第 871 号）

様式第 2 号 保護台帳

様式第 12 号 生活保護法による保護申請書

※変更後の様式案については別添のとおり

参考 番号制度導入準備説明資料

本事務連絡の他、資料「地方公共団体（社会保障分野）における社会保障・税番号制度の導入に向けた対応について」を参照の上、導入準備を進めること。

※資料提供場所

本事務連絡に記載の資料は、デジタル PMO の以下のページから参照可能である。

<https://cas.digital-pmo.go.jp/digitalpmo/doc/topic/show/524>

(案)

様式第2号

県費

市町
村費

保 護 台 帳

ケース
番 号

世帯主 氏 名							居住地 現在地				
本籍地							居住の 始 期	年 月 日			
氏 名	<u>個人番号</u>	続柄	性別	年齢	生 年 月 日	学 歴	心身の 状 況	職 業			
								特殊技能	現職		
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
資産の調	内 容	見 積 額	処分の可否		負債の調	種 類	金 額		契約の内容		
	土 地 家 屋 そ の 他										
住居の 状況	自家借家 (間)の別	規模構造	建 坪		畳数別 室 数	衛生状態	水 道 設 備	電灯 数	貸間の有無 及びその広 さ		
						良 不良	有 無				
不在者の 状況	氏 名	続柄	性別	年齢	不在の時期及び 不在者の現住地		原 因		家庭との 関 係		
扶養義務 者の状況	氏 名	続柄	性別	年齢	住 所			扶養能力の有無 及び扶養の程度			
備 考											

(案)

様式第12号

生活保護法による保護申請書

現在住んでいるところ							現在のところに住み始めた時期				※福祉事務所受付年月日
							年	月	日		
家族の状況	人員	氏名	個人番号	続柄	性別	年齢	生年月日	学歴	職業	健康状態	※町村役場受付年月日
	1			世帯主							
	2										
	3										
	4										
	5										
	6										
	7										
	8										
家族のうち別なところに住んでいる者があるときはその名前と住んでいるところ											
資産の状況(別添1)		収入の状況(別添2)			関係先照会への同意(別添3)						
援助者を状況してくれる	世帯主又は家族との関係	氏名	住所		今まで受けた援助及び将来の見込						
保護を申請する理由(具体的に記入して下さい。)											
上記のとおり相違ないので、生活保護法による保護を申請します。 年 月 日 申請者住所 氏名 保護を受けようとする者との関係 福祉事務所長殿											

(記入上の注意)

- ※印欄には記入しないで下さい。
- 申請者と保護を受けようとする者が異なる場合には、別添の書類は保護を受けようとする者に記入してもらって下さい。
- 不実の申請をして不正に保護を受けた場合、生活保護法第85条又は刑法の規定によって処罰されることがあります。

(注) この申請書は開始、変更いずれの場合にも用いるものとし、変更申請の場合は、変更にかかる事項を記入させ、別添1から3のうち必要なものを添付させること。

公開情報への法人番号の併記について

平成 27 年 3 月 27 日

各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定

「世界最先端 IT 国家創造宣言」（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）においては、利便性の高い電子行政サービスの提供に向けて、「法人番号については行政機関が法人に係る情報を公開する際の併記や、既存の法人に係る各種の番号との連携により、法人に係る情報についての検索・利用を容易にし、その利用価値を高める」とされている。

また、IT 総合戦略本部新戦略推進専門調査会マイナンバー等分科会の「中間とりまとめ」において、「行政がインターネット等で公開する法人情報について、法人番号による検索・収集・利用を容易にし、公開情報の利用価値を高める観点から、先ず率先して平成 28 年 1 月以降国や地方公共団体が公開する法人情報には法人番号を付すこととする。そのために、関連する手続きにおいて法人番号を求め、行政機関内においても法人情報の適正な管理を図るものとする。」としている。

上記に基づき、各府省においてはマイナンバー制度の利用開始となる平成 28 年 1 月以降 Web ページ等に法人情報を公開する際には、法人番号を併記することとする。

また、各府省は、独立行政法人等においても同様の措置を取るよう取り計らうこととする。内閣官房は、各府省の協力を得つつ、地方公共団体においても同様の措置を取るよう取り計らうこととする。各府省は法人番号併記の状況について、内閣情報通信政策監（政府 CIO）に報告することとする。

なお、法人番号の併記にあたっては別添「法人番号を併記するにあたっての考え方」に基づき進めるものとする。

以上

各府省に対する調査「IT 総合戦略「世界最先端 IT 国家創造宣言」に係る法人番号の利活用に向けた準備について（作業依頼）」（平成 26 年 12 月 10 日付）への回答を基に、法人情報自体の公表を主目的としているか否かの観点から公表されている法人情報を「法人番号併記へのニーズが高いと思われるケース」及び「法人番号併記へのニーズが低いと思われるケース」に分けて具体的な参考事例としてまとめております。法人番号併記を効率的・効果的に行っていくため、これらを踏まえて進めていくものとします。

「法人番号併記へのニーズが高いと思われるケース」については、これ以外のケースへの併記を不要とするものではございません。

また、「法人番号併記へのニーズが低いと思われるケース」については、各府省等に対して法人番号併記の取組状況の報告等を求める予定はございません。なお、同ケースについて、各府省が任意で併記することは差し支えないものとします。

法人番号の制度概要等については、付番機関である国税庁の以下サイトをご参照願います。

<https://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/mynumberinfo/houjinbangou/index.htm>

【法人番号併記へのニーズが高いと思われるケース】

No	概要	事例																								
1	「世界最先端 IT 国家創造宣言工程表」に記載のある「調達、免許・許認可、処分・勧告、補助金交付、リコール届出、求人等の情報」の項目	銀行免許一覧（都市銀行・信託銀行・その他） 平成26年12月8日現在 【金融庁・機関・その他銀行数：33】 <table><thead><tr><th>種別</th><th>名称</th><th>銀行名</th><th>銀行番号</th><th>本店等所在地</th><th>代表者電話番号</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="4">都市銀行 【計4行】</td><td rowspan="4">金融庁 【計4行】</td><td>株式会社みずほ銀行</td><td>100-0210</td><td>東京都千代田区丸の内1-3-3</td><td>03-3214-1111</td></tr><tr><td>株式会社三井住友銀行</td><td>100-0005</td><td>東京都千代田区丸の内1-1-2</td><td>03-3262-1111</td></tr><tr><td>株式会社三菱東京UFJ銀行</td><td>100-0208</td><td>東京都千代田区丸の内2-7-1</td><td>03-3240-1111</td></tr><tr><td>株式会社りそな銀行</td><td>040-0810</td><td>大阪府大阪市東淀川区2-2-1</td><td>06-6271-1221</td></tr></tbody></table> http://www.fsa.go.jp/menkou/menkou/ginkou.pdf より転載（免許・許認可の事例）	種別	名称	銀行名	銀行番号	本店等所在地	代表者電話番号	都市銀行 【計4行】	金融庁 【計4行】	株式会社みずほ銀行	100-0210	東京都千代田区丸の内1-3-3	03-3214-1111	株式会社三井住友銀行	100-0005	東京都千代田区丸の内1-1-2	03-3262-1111	株式会社三菱東京UFJ銀行	100-0208	東京都千代田区丸の内2-7-1	03-3240-1111	株式会社りそな銀行	040-0810	大阪府大阪市東淀川区2-2-1	06-6271-1221
種別	名称	銀行名	銀行番号	本店等所在地	代表者電話番号																					
都市銀行 【計4行】	金融庁 【計4行】	株式会社みずほ銀行	100-0210	東京都千代田区丸の内1-3-3	03-3214-1111																					
		株式会社三井住友銀行	100-0005	東京都千代田区丸の内1-1-2	03-3262-1111																					
		株式会社三菱東京UFJ銀行	100-0208	東京都千代田区丸の内2-7-1	03-3240-1111																					
		株式会社りそな銀行	040-0810	大阪府大阪市東淀川区2-2-1	06-6271-1221																					
2	情報の分野に限らず大量のデータの管理や検索を目的としデータベース化されているもの	事故情報を閲覧する過去の登録事故情報データベースから、検索・閲覧が可能です。 登録件数(2014年9月～) 136,586件 複数の単語をスペース区切りで指定できます 何も入力せずに検索すると、全ての事故情報を検索します 検索結果一覧 アイコンのある事故情報の詳細は、別ウィンドウを開いて表示します。 発生年月日の新しい順 [▼] で 表示 検索結果: 6,667件中 1 - 10件目を表示 検索条件: フリーワード = 株式会社 を含む 5ページ戻る 前 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 次 5ページ進む 1. 0000228551 - ガスこんろLPガス用 発生場所: 北海道 事故の概要: 火災事故 事故の概要: 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が軽傷を負った。当該製品から出火したのか、他の要因も含めて原因が不明である。原因が不明である。原因が不明である。 検索ワード: 株式会社 発生年月日: 2015年01月21日 http://www.iikocho.go.jp/ai_national/ より転載																								

3	決算等	契約の主な支出先（２０年度実績） 所管：農林水産省 (単位：円) <table><tr><th>順位</th><th>支出先</th><th>合計金額</th><th>備考</th></tr><tr><td>1</td><td>丸紅株式会社</td><td>39,783,530,364</td><td></td></tr><tr><td>2</td><td>豊田通商株式会社</td><td>36,987,629,070</td><td></td></tr><tr><td>3</td><td>双日株式会社</td><td>35,565,325,453</td><td></td></tr></table> http://www.maff.go.jp/supply/sonota/sisyutu/h20/pdf/01.pdf より転載	順位	支出先	合計金額	備考	1	丸紅株式会社	39,783,530,364		2	豊田通商株式会社	36,987,629,070		3	双日株式会社	35,565,325,453																																																																										
順位	支出先	合計金額	備考																																																																																								
1	丸紅株式会社	39,783,530,364																																																																																									
2	豊田通商株式会社	36,987,629,070																																																																																									
3	双日株式会社	35,565,325,453																																																																																									
4	調査、研究等	主要旅行業者の旅行取扱状況速報 各社別内訳（平成28年9月分） <table><tr><th rowspan="2">会 社 名</th><th colspan="3">国 外 旅 行</th><th colspan="3">外 国 人 旅 行</th><th colspan="3">国 内 旅 行</th></tr><tr><th>取 扱 額 (千円)</th><th>前年同月取 扱額(千円)</th><th>前年同 月比%</th><th>取 扱 額 (千円)</th><th>前年同月取 扱額(千円)</th><th>前年同 月比%</th><th>取 扱 額 (千円)</th><th>前年同 月比%</th><th>備 考</th></tr><tr><td>(株)ジェイティービー</td><td>1,501</td><td>4,731</td><td>40.0</td><td>0</td><td>12,715</td><td>—</td><td>54,004,200</td><td>—</td><td></td></tr><tr><td>エイチ・アイ・エス(※)</td><td>37,173,235</td><td>26,709,061</td><td>101.3</td><td>619,329</td><td>402,925</td><td>153.7</td><td>5,422,060</td><td>—</td><td></td></tr><tr><td>(株)日本旅行</td><td>12,397,804</td><td>12,713,413</td><td>97.5</td><td>2,038,278</td><td>1,341,662</td><td>151.9</td><td>24,094,164</td><td>—</td><td></td></tr><tr><td>東武(株)</td><td>1,490,092</td><td>1,494,123</td><td>100.4</td><td>222,426</td><td>181,990</td><td>122.2</td><td>31,262,642</td><td>—</td><td></td></tr><tr><td>(株)阪急交通社</td><td>18,725,225</td><td>18,182,054</td><td>103.0</td><td>76,352</td><td>23,823</td><td>320.5</td><td>12,962,451</td><td>—</td><td></td></tr><tr><td>(株)JTB東武東横</td><td>13,371,507</td><td>12,868,457</td><td>103.7</td><td>9,674</td><td>24,520</td><td>39.4</td><td>17,018,244</td><td>—</td><td></td></tr><tr><td>(株)JTBワールドサービス</td><td>23,726,106</td><td>23,526,779</td><td>100.9</td><td>0</td><td>0</td><td>—</td><td>0</td><td>—</td><td></td></tr></table> http://www.mlit.go.jp/common/001061601.pdf より転載	会 社 名	国 外 旅 行			外 国 人 旅 行			国 内 旅 行			取 扱 額 (千円)	前年同月取 扱額(千円)	前年同 月比%	取 扱 額 (千円)	前年同月取 扱額(千円)	前年同 月比%	取 扱 額 (千円)	前年同 月比%	備 考	(株)ジェイティービー	1,501	4,731	40.0	0	12,715	—	54,004,200	—		エイチ・アイ・エス(※)	37,173,235	26,709,061	101.3	619,329	402,925	153.7	5,422,060	—		(株)日本旅行	12,397,804	12,713,413	97.5	2,038,278	1,341,662	151.9	24,094,164	—		東武(株)	1,490,092	1,494,123	100.4	222,426	181,990	122.2	31,262,642	—		(株)阪急交通社	18,725,225	18,182,054	103.0	76,352	23,823	320.5	12,962,451	—		(株)JTB東武東横	13,371,507	12,868,457	103.7	9,674	24,520	39.4	17,018,244	—		(株)JTBワールドサービス	23,726,106	23,526,779	100.9	0	0	—	0	—	
会 社 名	国 外 旅 行			外 国 人 旅 行			国 内 旅 行																																																																																				
	取 扱 額 (千円)	前年同月取 扱額(千円)	前年同 月比%	取 扱 額 (千円)	前年同月取 扱額(千円)	前年同 月比%	取 扱 額 (千円)	前年同 月比%	備 考																																																																																		
(株)ジェイティービー	1,501	4,731	40.0	0	12,715	—	54,004,200	—																																																																																			
エイチ・アイ・エス(※)	37,173,235	26,709,061	101.3	619,329	402,925	153.7	5,422,060	—																																																																																			
(株)日本旅行	12,397,804	12,713,413	97.5	2,038,278	1,341,662	151.9	24,094,164	—																																																																																			
東武(株)	1,490,092	1,494,123	100.4	222,426	181,990	122.2	31,262,642	—																																																																																			
(株)阪急交通社	18,725,225	18,182,054	103.0	76,352	23,823	320.5	12,962,451	—																																																																																			
(株)JTB東武東横	13,371,507	12,868,457	103.7	9,674	24,520	39.4	17,018,244	—																																																																																			
(株)JTBワールドサービス	23,726,106	23,526,779	100.9	0	0	—	0	—																																																																																			
5	事故情報などの安全・安心に係る情報	家庭用電気マッサージ器の正しい使用について(注意喚起) ○ 家庭用電気マッサージ器のローラー部の布カバーを外して使用したことにより、衣服が機器のローラー部に巻き込まれ、窒息死した事故が発生。電気マッサージ器の使用にあたっては、取扱説明書をよく読み、正しく使用してください。特に次のことに注意ください。 ◆◆カバーを外したり、破れた状態での使用は大変危険なため、絶対にしないでください◆◆ ○これまでに厚生労働省に報告された死亡報告の概要は次のとおりです。 1)販売名：アルビ シェイプアップローラー 製造業者名：株式会社 的確電機製作所 販売期間：昭和58年から平成2年（販売台数：約42万台） 事故の概要：布カバーを外した状態で使用し、衣服が巻き込まれたことにより、窒息となり死亡した。 事故発生年等：平成11年栃木県、平成15年香川県、平成20年北海道 各1例(平成20年12月16日公表) 平成24年愛知県 1例(平成24年5月10日公表) http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/ivakuhin/ivaku/ より転載																																																																																									
6	審判等	口頭審理・証拠調べ期日 平成27年3月12日現在 審判事件 平成27年6月分 <table><tr><th>期 日</th><th>事 件</th><th>開廷内容</th><th>当 事 者</th><th>合 議 体</th><th>開 廷 場 所</th></tr><tr><td>6月9日 水曜日 午後2時</td><td>取消2014-300819 商標 第5442387号 取消事件 (第06類)</td><td>口頭審理</td><td>請求人 株式会社 キッツ 被請求人 株式会社 カワデン</td><td>渡邊 健司 田村 正明 田中 敬規</td><td>経済産業省別館1階 第一審判係 問い合わせ先 内線 5806 特許侵害対策室 担当 鈴木</td></tr></table> http://www.ipo.go.jp/torikumi/t_torikumi/pdf/kousvo/6.pdf より転載	期 日	事 件	開廷内容	当 事 者	合 議 体	開 廷 場 所	6月9日 水曜日 午後2時	取消2014-300819 商標 第5442387号 取消事件 (第06類)	口頭審理	請求人 株式会社 キッツ 被請求人 株式会社 カワデン	渡邊 健司 田村 正明 田中 敬規	経済産業省別館1階 第一審判係 問い合わせ先 内線 5806 特許侵害対策室 担当 鈴木																																																																													
期 日	事 件	開廷内容	当 事 者	合 議 体	開 廷 場 所																																																																																						
6月9日 水曜日 午後2時	取消2014-300819 商標 第5442387号 取消事件 (第06類)	口頭審理	請求人 株式会社 キッツ 被請求人 株式会社 カワデン	渡邊 健司 田村 正明 田中 敬規	経済産業省別館1階 第一審判係 問い合わせ先 内線 5806 特許侵害対策室 担当 鈴木																																																																																						
7	合併などの企業結合に係る情報	企業結合 【新着情報】 平成27年1月9日、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条から第十六条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に關する規則の一部改正案に対する意見募集について を掲載しました。 平成26年9月25日、二般集中規制に関する旅行状況のフォローアップの公表について を掲載しました。 平成26年6月11日、平成25年度における主要な企業結合事例について を掲載しました。 平成26年3月31日、「独占禁止法第11条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可についての考え方」及び「価格の株式化に係る独占禁止法第11条の規定による認可についての考え方」の改正について を掲載しました。 平成25年12月12日、三菱重工株式会社と株式会社日立製作所の火力発電システム事業の統合計画に関する審査結果について を掲載しました。 http://www.iftc.go.jp/dk/kiketsu/index.html より転載																																																																																									
8	所管の法人一覧	所管法人 国土交通省が所管する各種法人の情報等がご覧頂けます。 [1] 独立行政法人等 独立行政法人土木研究所 独立行政法人交通安全環境研究所 独立行政法人港湾空港技術研究所 独立行政法人航海訓練所 独立行政法人建築研究所 独立行政法人海上技術安全研究所 独立行政法人電子航法研究所 独立行政法人海技教育機構 http://www.mlit.go.jp/page/kanbo01_hy_002594.html より転載																																																																																									

【法人番号併記のニーズが低いと思われるケース】

No	概要	事例																								
1	連絡先、問合せ窓口等（他の情報を補足することを目的としたもの）	3 行政書士試験（法第3条、第4条） 行政書士試験は、18歳以上29歳未満の者（平成11年自治省告示第65号）により都道府県知事が行うこととされていますが、総務大臣の指定する者（指定試験機関）に委任することでき、現在は指定試験機関である一般財団法人 行政書士試験研究センターが全国統一試験を年1回実施しています。 【一般財団法人 行政書士試験研究センター】 http://gssei-shiken.or.jp/ 〒102-0082 東京都千代田区一橋町本郷地 全国町村議員会館3階 TEL：03-3269-7700（試験専用ダイヤル） http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gvousei/gvouseishoshi/ より転載																								
2	会議、講演会等における構成員名簿や議事要旨等	地震予知連絡会委員名簿（平成26年 6月 2日現在） 地震予知連絡会 第23期委員名簿 <table><tr><td>会 長</td><td>平 原 和 朗</td><td>京都大学大学院理学研究科教授</td></tr><tr><td>副 会 長</td><td>松 澤 暢</td><td>東北大学大学院理学研究科教授</td></tr><tr><td>東日本部会長</td><td>山 岡 耕 春</td><td>附属地震・噴火予知研究観測センター長</td></tr><tr><td>副 会 長</td><td></td><td>名古屋大学大学院環境学研究科教授</td></tr><tr><td>重点検討課題</td><td></td><td></td></tr></table> http://cais.gsi.go.jp/YOCHIREN/meibo.html より転載	会 長	平 原 和 朗	京都大学大学院理学研究科教授	副 会 長	松 澤 暢	東北大学大学院理学研究科教授	東日本部会長	山 岡 耕 春	附属地震・噴火予知研究観測センター長	副 会 長		名古屋大学大学院環境学研究科教授	重点検討課題											
会 長	平 原 和 朗	京都大学大学院理学研究科教授																								
副 会 長	松 澤 暢	東北大学大学院理学研究科教授																								
東日本部会長	山 岡 耕 春	附属地震・噴火予知研究観測センター長																								
副 会 長		名古屋大学大学院環境学研究科教授																								
重点検討課題																										
3	主催、後援、協力団体等	平成26年秋の全国交通安全運動 1.運動の期間 平成26年9月21日(日)から30日(火)までの10日間 交通事故死ゼロを目指す日 9月30日(火) 2.主催 内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、防衛省、都道府県、市区町村、自動車検査独立行政法人、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、自動車安全運転センター、軽自動車検査協会、（一財）全日本交通安全協会、（公財）日本道路交通情報センター、（一社）全日本指定自動車教習所協会連合会、（一社）日本二輪車普及安全協会、（一社）日本自動車連盟、（公社）日本バス協会、（公社）日本トラック協会、（一社）全国ハイヤー・タクシー連合会 http://www.npa.go.jp/koutsuu/kikaku/anzenundou22/index.htm より転載																								
4	組織、体制図（組織紹介）等	事務総局 事務総局には、事務総長官房と5つの局（第1局から第5局まで）が置かれ、更に官房及び各局には課・上席調査官等が置かれて検査や監査等の業務を分担しています。この中には、特定の検査対象者・団体を持たず、機動的・機動的な検査に取り組み課（第5局特別検査課及び上席調査官（特別検査担当））があります。事務総局の組織は、1,258人(平成26年1月現在定員)であり、これらの者の多くは検査官又は調査官として各検査課・上席調査官付に所属しています。  http://www.ibaudit.go.jp/ibaudit/outfit/index.html より転載																								
5	パンフレット、広報物（紙媒体での公開を想定したもの）	公正取引協議会一覧（平成23年1月現在） 公正競争規約の新規設定、規約についての一般的な事項については、社全国公正取引協議会連合会まで御相談ください。 社全国公正取引協議会連合会 〒107-0052 東京都港区赤坂 1-4-1 赤坂K Sビル2階 ☎03-3568-2020 公正取引協議会への加入や公正競争規約の内容については以下の連絡先まで御相談ください。 <table><tr><th>規約の種別</th><th>団 体 名</th><th>住 所</th><th>電 話</th></tr><tr><td>食品品一般</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>1 (表示)</td><td>全産牧用牛乳公正取引協議会</td><td>〒102-0073 東京都千代田区九段北 1-14-19 乳業会館5階</td><td>03(3264)8585</td></tr><tr><td>2 (表示)</td><td>はっ酵乳、乳酸菌飲料公正取引協議会</td><td>〒162-0842 東京都新宿区市ヶ谷御土御前 1-1 保健会館4階</td><td>03(3267)4686</td></tr><tr><td>3 (表示)</td><td>殺菌乳酸菌飲料公正取引協議会</td><td>〒150-0022 東京都渋谷区東 2-4-1</td><td>03(5721)4086</td></tr><tr><td>4 (表示)</td><td>チーズ公正取引協議会</td><td>〒102-0073 東京都千代田区九段北 1-14-19 乳業会館</td><td>03(3264)4133</td></tr></table> http://www.caa.go.jp/representation/pdf/110329premiums_1.pdf より転載	規約の種別	団 体 名	住 所	電 話	食品品一般				1 (表示)	全産牧用牛乳公正取引協議会	〒102-0073 東京都千代田区九段北 1-14-19 乳業会館5階	03(3264)8585	2 (表示)	はっ酵乳、乳酸菌飲料公正取引協議会	〒162-0842 東京都新宿区市ヶ谷御土御前 1-1 保健会館4階	03(3267)4686	3 (表示)	殺菌乳酸菌飲料公正取引協議会	〒150-0022 東京都渋谷区東 2-4-1	03(5721)4086	4 (表示)	チーズ公正取引協議会	〒102-0073 東京都千代田区九段北 1-14-19 乳業会館	03(3264)4133
規約の種別	団 体 名	住 所	電 話																							
食品品一般																										
1 (表示)	全産牧用牛乳公正取引協議会	〒102-0073 東京都千代田区九段北 1-14-19 乳業会館5階	03(3264)8585																							
2 (表示)	はっ酵乳、乳酸菌飲料公正取引協議会	〒162-0842 東京都新宿区市ヶ谷御土御前 1-1 保健会館4階	03(3267)4686																							
3 (表示)	殺菌乳酸菌飲料公正取引協議会	〒150-0022 東京都渋谷区東 2-4-1	03(5721)4086																							
4 (表示)	チーズ公正取引協議会	〒102-0073 東京都千代田区九段北 1-14-19 乳業会館	03(3264)4133																							
6	行政機関や企業等のロゴマーク	内閣官房 Cabinet Secretariat http://www.cas.go.jp/ より転載																								

7	リンク集 (単に Web サイトの利便性向上のみを目的としたもの)	リンク集 このページのリンク先はすべて別ウィンドウで開きます。 - 金融庁 - 日本銀行 - 財務省 - 預金保険機構 - 整理回収機構 財務局 - 北海道財務局 - 東北財務局 - 関東財務局 - 中国財務局 - 四国財務局 - 福岡財務支局 http://www.fsa.go.jp/link/ より転載
---	-----------------------------------	---

以上

公開情報への法人番号の併記について(概要)

背景

● 世界最先端IT国家創造宣言(平成26年6月24日閣議決定)

「法人番号については行政機関が法人に係る情報を公開する際の併記や、既存の法人に係る各種の番号との連携により、法人に係る情報についての検索・利用を容易にし、その利用価値を高める」

● マイナンバー等分科会「中間とりまとめ」(平成26年5月20日)

「行政がインターネット等で公開する法人情報について、法人番号による検索・収集・利用を容易にし、公開情報の利用価値を高める観点から、先ず率先して平成28年1月以降国や地方公共団体が公開する法人情報には法人番号を付すこととする。そのために、関連する手続きにおいて法人番号を求め、行政機関内においても法人情報の適正な管理を図るものとする。」

【具体的な取組内容】

対象者	行政機関・独立行政法人等・地方公共団体は公開する法人情報に法人番号の併記を行う。
対象	行政機関・独立行政法人等・地方公共団体がWebページ等で公開する法人情報 (具体例:調達、免許・許認可、処分・勧告、補助金交付、リコール届出、求人等)
併記時期	マイナンバー制度の利用開始となる平成28年1月1日以降に公開する法人情報について法人番号の併記を行う。

【今後のスケジュール(予定)】

	H27年 4月～6月	7月～9月	10月～12月	H28年 1月～3月	4月以降
内閣官房 国税庁	● 説明会		● 法人番号通知		
各府省	法人番号併記の準備			法人番号併記の開始	

※ 内閣官房において平成29年度を目途にフォローアップを行う予定。